

令和5年度
第3回
岩手県私立学校審議会資料

日時 令和6年3月26日(火) 午前10時00分

場所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

次 第

1 開 会

2 出席者（定足数）の確認

3 挨拶

4 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 諮問事項（4件）

ア 学校の廃止認可について

学校法人盛岡学園 みなみ幼稚園（盛岡市）…………… 議案第1号

イ 学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人光明学園 山田幼稚園（山田町）…………… 議案第2号

学校法人H.A International School

Harrow International School Appi, Japan（八幡平市）…………… 議案第3号

ウ 高等学校の学科の廃止認可について

学校法人岩手橘学園 江南義塾盛岡高等学校（盛岡市）…………… 議案第4号

(3) 協議事項（1件）

高等学校の学科等設置計画について

学校法人北上学園 専修大学北上高等学校（北上市）…………… 議案第5号

(4) 報告事項（1件）

令和5年度第2回私立学校審議会における諮問事項について

(5) その他

5 閉 会

岩手県私立学校審議会委員名簿

令和6年3月1日現在

	職 名 等	氏 名	備 考
1	専修大学北上福祉教育専門学校長	六本木 郁子	
2	水道橋くるみ幼稚園長	小山 映子	
3	税理士	西川 温子	
4	岩手中学校・岩手高等学校長	和田 健一郎	
5	弁護士	天間 正継	
6	岩手大学教育学部准教授	室井 麗子	
7	学校法人岩手橋学園理事長	鷹 脊 文 昭	
8	岩手県立大学社会福祉学部教授	高橋 聡	
9	仙北町幼稚園長	根内 純	
10	元岩手県教育長	菅野 洋樹	

(敬称略 議席番号順)

議案第1号

学校の廃止認可について

学校の廃止認可申請の概要

項 目	内 容
幼 稚 園 名	みなみ幼稚園
位 置	盛岡市流通センター北一丁目6-5
設 置 者	学校法人 盛岡学園（理事長 中舘 淳）
廃 止 の 理 由	令和6年4月1日から「幼保連携型認定こども園」に移行するため。
廃 止 の 時 期	令和6年3月31日
園 児 の 処 置 方 法	引き続き「幼保連携型認定こども園」に在籍
教 職 員 の 処 置 方 法	引き続き「幼保連携型認定こども園」で雇用
園 地、園 舎 等 の 処 置 方 法	引き続き「幼保連携型認定こども園」の園地、園舎として使用
備 考	

議案第2号

学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校の収容定員に係る学則変更認可申請の概要

項目	内 容					
幼稚園名	山田幼稚園					
位 置	山田町八幡町12-21					
設置者	学校法人 光明学園 (理事長 昆 暉雄)					
変更の理由	近年、入園児数が大きく減少傾向にあることから、運営を維持するために複式学級とするため、園舎の現状に合わせて収容定員を減じるもの。					
変更の時期	令和6年4月1日					
変更の内容	区 分	現 行	変 更 後	増 減		
	3歳児	25人 1学級	15人 1学級	△10人 ±0学級		
	4歳児	25人 1学級	30人 1学級	△20人 △1学級		
	5歳児	25人 1学級				
	計	75人 3学級	45人 2学級	△30人 △1学級		
施設の状態	区 分	面 積	設 置 基 準 (2学級の場合)			
	園 舎	586.26 m ²	320 m ²			
	運動場	594.51 m ²	360 m ²			
	[園舎の主な内訳]					
	区 分	室 数	面 積	区 分	室 数	面 積
保育室	3	185.78 m ²	園長室	1	11.88 m ²	
遊戯室	1	128.70 m ²	職員室	1	37.04 m ²	
保健室	1	4.86 m ²	預かり兼会議室	1	14.18 m ²	
教員職数	区 分	現 行		変 更 後		設 置 基 準 (2学級の場合)
		専任	兼任	専任	兼任	
	園 長	人	1人	人	1人	1人
	副園長	1人	人	1人	人	(園長が兼任の場合) 1人
	教 諭	3人	1人	2人	1人	(専任) 2人
	事 務	人	人	人	人	
	運 転 手	人	1人	人	人	
計	4人	3人	3人	2人		
※上記の他に、園医及び歯科医を兼務配置。						

	収 入 (千円)			支 出 (千円)		
	科目	R6年度	R7年度	科目	R6年度	R7年度
収 支 予 算	学生生徒等納付金収入	0	0	人件費支出	14,500	14,500
	手数料収入	0	0	教育管理経費支出	8,050	7,600
	寄付金収入	0	0	借入金等利息支出	10	10
	補助金収入	22,950	22,950	借入金等返済支出	560	560
	資産売却収入	0	0	施設関係支出	0	0
	付随事業・収益事業収入	1,600	1,100	設備関係支出	0	0
	受取利息・配当金収入	1	1	資産運用支出	0	0
	雑 収 入	200	200	その他支出	2,000	2,000
	借入金等収入	0	0	資金支出調整勘定	0	0
	前受金収入	0	0	翌年度繰越支払資金	31,007	32,588
	その他収入	2,000	2,000			
	資金収入調整勘定	0	0			
	前年度繰越支払資金	29,376	31,007			
	計	56,127	57,258	計	56,127	57,258
園児数 推 移		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
	3歳児	10人	10人	9人	4人	3人
	4歳児	10人	11人	12人	9人	4人
	5歳児	10人	12人	9人	14人	9人
	計	30人	33人	30人	27人	16人
※5月1日現在の園児数であるもの。						

議案第3号

学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校の収容定員に係る学則変更認可申請の概要

項目	内 容						
学校の名称	Harrow International School Appi, Japan						
位 置	岩手県八幡平市安比高原 180 番 8						
設 置 者	学校法人 H.A International School (理事長 Rosanna Wong)						
変更の理由	同校の掲げる全人教育の方針の周知が進み、同時にコロナ禍による各国の渡航制限等が撤廃された影響で同校への入学希望者が増加していること等から収容定員を変更しようとするもの。						
変更の時期	令和6年8月29日						
変更の内容	学科等名称 (年齢)	現 行	変更後	増	減		
		入学定員	総定員	入学定員	総定員		
	7 学年 (11~12)	65 人	65 人	59 人	59 人	△6 人	△6 人
	8 学年 (12~13)	65 人	65 人	59 人	59 人	△6 人	△6 人
	9 学年 (13~14)	65 人	65 人	68 人	68 人	3 人	3 人
	10 学年 (14~15)	65 人	65 人	61 人	61 人	△4 人	△4 人
	11 学年 (15~16)	50 人	50 人	61 人	61 人	11 人	11 人
	12 学年 (16~17)	5 人	5 人	37 人	37 人	32 人	32 人
13 学年 (17~18)	5 人	5 人	5 人	5 人	0 人	0 人	
総合計	320 人	320 人	350 人	350 人	30 人	30 人	
施設の状況	区 分	校地 (㎡)	各種学校規程 の面積 (㎡)	区 分	校舎等 (㎡)	各種学校規程 の面積 (㎡)	
	校舎敷地	99,529.16	—	校 舎	13,424.35	115.70	
	屋外運動場		—	屋内運動場	3,155.61	—	
	そ の 他		—	寄 宿 舎 等	8,044.39	—	
	計	99,529.16	—	計	24,624.35	—	

教職員数	【参考：令和5（2023）年度】									
	職名	校長	教諭	助教諭	講師	助手	事務職員	用務員	校医	計 (人)
	専任	1	48				20		4	73
	兼任		1							1
	計	1	49				20		4	74
	審査基準	1	4	—	—	—	—	—	—	5
	【令和6（2024）年度】									
	職名	校長	教諭	助教諭	講師	助手	事務職員	用務員	校医	計 (人)
	専任	1	73				39		4	117
	兼任									
	計	1	73				39		4	117
	審査基準	1	4	—	—	—	—	—	—	5
	【令和7（2025）年度】									
	職名	校長	教諭	助教諭	講師	助手	事務職員	用務員	校医	計 (人)
	専任	1	77				40		4	122
	兼任									
	計	1	77				40		4	122
	審査基準	1	4	—	—	—	—	—	—	5

収支予算	科目	年度			科目	年度		
		収入（千円）				支出（千円）		
		（4年度）	6年度	7年度		（4年度）	6年度	7年度
	生徒納付金	913,979	2,828,543	3,449,929	経常経費	854,631	2,368,620	2,825,096
	手数料収入		0	0	人件費	426,567	1,045,140	1,161,535
	前受金収入	541,985	505,895	620,112	教育研究経費	428,064	1,323,480	1,663,561
	前年度繰越 支払資金		278,419	494,994	管理経費	535,053	900,240	1,247,387
	その他の 収入	800,710	164,000	164,000	予備費	0	13,003	14,550
	計	2,256,674	3,776,857	4,729,035	次年度繰越 支払資金	1,025,037	494,994	642,002
					その他の 支出	△158,047		
					計	2,256,674	3,776,857	4,729,035

議案第4号

高等学校の学科の廃止認可について

高等学校の学科の廃止認可申請の概要

項目	内容																																							
学校の名 称	江南義塾盛岡高等学校																																							
位 置	盛岡市前九年三丁目8番20号																																							
設 置 者	学校法人 岩手橋学園（理事長 鷹嘴 文昭）																																							
廃 止 の 理 由	情報処理科について、令和4年度から募集停止していたところ、令和5年度卒業生をもって在籍者なしとなることから、学科を廃止するもの。																																							
廃 止 の 時 期 (予 定)	令和6年3月31日																																							
廃止学科の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">学科名等</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通科</td> <td>定 員</td> <td>210</td> <td>230</td> <td>250</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>在籍生徒数</td> <td>285</td> <td>273</td> <td>263</td> <td>(未定)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報処理科</td> <td>定 員</td> <td>60</td> <td>40</td> <td><u>20</u></td> <td><u>0</u></td> </tr> <tr> <td>在籍生徒数</td> <td>14</td> <td>8</td> <td><u>2</u></td> <td><u>0</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>定 員</td> <td>270</td> <td>270</td> <td>270</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>在籍生徒数</td> <td>299</td> <td>281</td> <td>265</td> <td>(未定)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 在籍生徒数は、各年度5月1日現在。 ※ 令和4年度以降の漸次的な収容定員の変更については、令和3年度第2回私立学校審議会への諮問を経て、令和3年9月30付け認可済。</p>	学科名等		R3	R4	R5	R6	普通科	定 員	210	230	250	270	在籍生徒数	285	273	263	(未定)	情報処理科	定 員	60	40	<u>20</u>	<u>0</u>	在籍生徒数	14	8	<u>2</u>	<u>0</u>	計	定 員	270	270	270	270	在籍生徒数	299	281	265	(未定)
学科名等		R3	R4	R5	R6																																			
普通科	定 員	210	230	250	270																																			
	在籍生徒数	285	273	263	(未定)																																			
情報処理科	定 員	60	40	<u>20</u>	<u>0</u>																																			
	在籍生徒数	14	8	<u>2</u>	<u>0</u>																																			
計	定 員	270	270	270	270																																			
	在籍生徒数	299	281	265	(未定)																																			
教職員の処置方法	引き続き「江南義塾盛岡高等学校」で雇用																																							

高等学校の学科等設置計画の概要について

計画の概要

学 校 名	専修大学北上高等学校										
位 置	岩手県北上市新穀町二丁目4番64号										
設 置 者	学校法人北上学園（理事長 宮岡 孝之）										
設置の概要	学科等名	変 更 前		変 更 後		増		減			
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員				
	普 通 科	185人	555人	185人	555人	±0	±0				
	グローバルビジネス科	80人	240人	80人	240人	±0	±0				
	メカニックエンジニアリング科	35人	105人	35人	105人	±0	±0				
	通 信 制 課 程	-	-	100人	300人	+100	+300				
	計	300人	900人	400人	1200人	+100	+300				
設置の理由	<p>全日制課程に加え、新たに通信制課程（普通科）を設置することで、現代社会の変化に対応し、多様な生徒たちのニーズに応えることができる柔軟な教育環境の実現につながり、生徒一人ひとりの「自分らしい」キャリアの実現とそれによる地域社会の発展に寄与すると考え設置する。</p>										
設置の時期 (予定)	令和7年4月1日										
教職員組織	職名	校長	副校長	教頭	教諭	講師	養護教諭	事務職員	技能職員	実習助手	計
	変 更 前	専任	1	1	1	42	4	1	9	3	62
		兼任					12		3		15
		計	1	1	1	42	16	1	12	3	77
	変 更 後	専任	1	1	2	44	4	1	9	3	65
		兼任					13		3		16
		計	1	1	2	44	17	1	12	3	81
(単位：人)											
<p>※変更前の欄は、令和6年1月31日現在（申請時）の配置状況である。 ※変更後の欄は、令和7年4月1日現在の配置計画である。</p>											

施設の概要

校 地		校 舎	
総面積	72,473.84 m ²	総面積	19,687.89 m ²
校舎敷地（建築面積）	8,194.48 m ²	校舎（延床面積）	16,529.63 m ²
運動場敷地	11,638.40 m ²	屋内運動場	3,158.26 m ²

※校地・校舎については、学科等設置後も変更ないものである。

収支予算

科目	年度		科目	年度	
	収入（千円）			支出（千円）	
	7年度	8年度		7年度	8年度
生徒納付金収入	442,694	461,746	人件費支出	507,750	523,530
手数料収入	10,590	10,690	教育研究経費支出	193,150	172,370
寄附金収入	6,000	6,000	借入金等利息支出	11,260	10,376
補助金収入	375,436	373,225	借入金等返済支出	97,326	97,306
資産売買収入	0	0	施設関係支出	0	0
付随事業・収益事業収入	1,000	1,000	設備関係支出	6,675	8,040
受取利息・配当金収入	5	5	資産運用支出	5,000	5,000
雑収入	1,600	1,600	その他支出	1,000	1,000
借入金等収入	0	0	資金支出調整勘定	△ 1,000	△ 1,000
前受金収入	45,690	46,590	次年度繰越支払資金	217,604	256,148
その他収入	200	200			
資金収入調整勘定	△44,450	△45,890			
前年度繰越支払資金	200,000	217,604			
計	1,038,765	1,072,770	計	1,038,765	1,072,770

令和5年度

第 3 回

岩手県私立学校審議会報告事項資料

日 時 令和6年3月26日(火) 午前10時00分

場 所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

報告事項

令和5年度第2回私立学校審議会における諮問事項について

1 学校法人の寄附行為認可について

学校法人水沢学苑（奥州市）

令和6年3月18日付認可

2 専修学校の設置者変更認可について

学校法人水沢学苑 水沢学苑看護専門学校（奥州市）

令和6年3月18日付認可

岩手県私立学校審議会 参考資料

1	岩手県私立学校審議会運営規程	1	ページ
2	審議会等の会議の公開に関する指針	2	ページ
3	審議会等の会議の公開に関する指針の運用について	4	ページ
4	岩手県私立学校審議会傍聴要領	8	ページ
5	岩手県私立学校認可事務取扱要領	9	ページ

【関係法令】

6	学校教育法（抜粋）	11	ページ
7	学校教育法施行令（抜粋）	11	ページ
8	私立学校法（抜粋）	11	ページ
9	幼稚園設置基準	12	ページ
10	私立各種学校の設置の認可に関する審査基準	14	ページ
11	高等学校通信教育規程	16	ページ
12	高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン	20	ページ

1 岩手県私立学校審議会運営規程

(趣旨)

第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定するもののほか、岩手県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(招集)

第2条 審議会は会長が招集する。

(会長)

第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長の互選の時期は、会長が欠けたとき及び半数の委員が改めて任ぜられた時とする。

3 会長の任期は、2年とする。ただし、会長が欠けたことにより選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は、再任することができる。

(会長職務代理者)

第4条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ審議会の互選する委員がその職務を行なう。

2 前項の規定により会長の職務を行なう委員の任期、互選の時期及び再任については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(会議の定足数)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(議席)

第6条 議席はあらかじめくじで定める。

(発言)

第7条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

(建議案の提出)

第8条 建議案を提出しようとする者は、案を作り、3人以上の賛成者と連署して会長に提出しなければならない。

(動議)

第9条 動議は、他の委員1人以上の賛成がなければ、議題とすることができない。

(議事参与の制限)

第10条 私立学校法第15条ただし書の規定に基づき会議に出席し、発言しようとする者は、あらかじめその旨を会長に申し出て、その承認を得なければならない。

(議決)

第11条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則 (抄)

1 この規程は、昭和37年8月24日から施行する。

2 審議会等の会議の公開に関する指針

(平成11年3月31日制定)
(平成13年4月1日一部改正)
(平成13年10月1日一部改正)
(平成15年4月1日一部改正)
(平成15年5月12日一部改正)
(平成16年3月1日一部改正)
(平成20年4月1日一部改正)
(平成22年4月1日一部改正)

1 目的

この指針は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民に対して審議会等の会議の審議等の状況を明らかにし、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 法令等により調停又は仲介の手續等が非公開とされている場合

(2) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行う場合

(3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

4 公開又は非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

(2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。

(3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手續及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(4) 審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の遅くとも1週間前に、次の事項を行政情報センター及び行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。）（以下「行政情報センター等」という。）に掲示し、及びインターネットの県のホームページに掲載するほか、県政番組等により事前に県民に周知するよう努めるとともに、報道機関に情報を提供しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 開催の日時
- (2) 場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴を認める者の定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 問い合わせ先

7 会議資料及び会議録の公開

(1) 審議会等は、公開した会議の結果について、報道機関に対し情報の提供を行うとともに、会議資料及び会議録を行政情報センター等で閲覧に供し、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

また、別に定める基準に該当する審議会等にあつては会議内容を録音した音声情報を、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

(2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条第1項各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録を公開するよう努めなければならない。

8 審議会等一覧の作成及び公開

(1) 部局等の長又は広域振興局長は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の名称、設置根拠等を記載した資料（以下「審議会等一覧」という。）を作成し、総務部長に提出しなければならない。

(2) 総務部長は、前項の規定により提出された審議会等一覧を、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

(3) 部局等の長又は広域振興局長は、毎年4月1日現在における審議会等の状況について、総務部長の定めるところにより報告しなければならない。

(4) 総務部長は、前項の規定による報告に基づき、審議会等一覧の内容を修正のうえ、第2項に規定する手続を行うものとする。

(5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合の手続は、前2項の規定の例によるものとする。

9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

10 適用期日

この指針は、平成11年4月1日から施行する。

3 審議会等の会議の公開に関する指針の運用について

(平成 11 年 3 月 31 日制定)
(平成 11 年 11 月 4 日一部改正)
(平成 13 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 13 年 10 月 1 日一部改正)
(平成 15 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 15 年 5 月 12 日一部改正)
(平成 16 年 3 月 1 日一部改正)
(平成 18 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 31 年 3 月 27 日一部改正)
(令和 3 年 3 月 24 日一部改正)
(令和 4 年 3 月 30 日一部改正)
(令和 5 年 3 月 24 日一部改正)

1 指針の趣旨について

審議会の公開に関する指針（以下「指針」という。）は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定め、県の各種施策の企画立案又は行政執行の過程において、重要な役割を果たしている審議会等の審議の状況を県民に対して明らかにすることにより、県政に対する県民参加を促進するとともに、県政における透明性、公正性の向上を図り、もって開かれた県政を一層推進しようとするものである。

2 対象とする審議会等について

- (1) 指針 2 に掲げる「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関」とは、岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 77 条に規定する附属機関をいう。
- (2) 「これに類するもの」とは、県の各種施策の企画立案等のため、有識者等の意見を聴取し、県政に反映させるために要綱、要領等に基づき設置された協議会、懇談会等をいう。ただし、国や地方公共団体その他関係団体のみで構成し、相互の連絡調整や啓発等を目的とするものは、これに含まれない。

3 会議の公開の基準について

指針 3 は、会議は原則公開とするものであるが、第三者の利益又は公益を保護するため、次のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができることを定めたものである。

- (1) 法律、政令若しくは省令又は条例若しくは規則により調停又は仲介の手續等が非公開とされている場合は、この指針によらずに会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（1）関係）
- (2) 情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項各号に該当する開示しないことができる情報を含む事項については、公開の場で調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行うことは適当ではないと考えられることから、その場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（2）関係）
- (3) 審議等の事項によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるなど、会議の公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、結果として県全体の利益が損なわれる場合があり得ることから、そうした著しい支障が生ずることが、客観的に明らかである場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（3）関係）

4 公開又は非公開の決定について

- (1) 指針4(1)の趣旨は、審議会等としての独立性を尊重する観点から、会議の運営に責任を有する審議会等が自らの責任において決定しなければならないということであること。
- (2) 「審議会等の長」とは、当該審議会等において、その会務を総理することとされている者をいうものであること。なお、審議会等の長が選任されていない場合にあっては、当該審議会等の庶務を担当する部局の長が、当該審議会等の長に代わって行うことができるものであること。
- (3) 指針4(2)の趣旨は、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものであること。
- (4) 公開又は非公開の決定は、県民に前もって周知を図るため、指針6に定める事項を掲示する前までに行うものであること。
なお、会議の招集通知に併せて審議会等の構成員に公開又は非公開の意思確認を行い、当該確認の結果に基づき審議会等の長が決定を行うことにより、指針4(1)に定める手続に代えることができるものであること。
- (5) やむを得ず一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、当該審議会等は審議会等に入る前に非公開とする部分を明確にすべきであること。

5 公開の方法等について

- (1) 公開の方法は、県民が容易に審議会等の審議等の過程を知ることができるよう、報道機関に加えて、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものであること。(指針5(1)関係)
- (2) 審議会等は、あらかじめ会議の傍聴に係る定員を定め、それに対応する傍聴席を設けるものであること。
なお、傍聴定員は、原則10名以上とするが、定員分の傍聴席を確保することが困難な場合は、傍聴定員を減数できるものであること。(指針5(2)関係)
- (3) 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めるなど傍聴の手続を定めたうえで行うものであること。
なお、受付で傍聴希望者に氏名、住所等の個人情報を記載させる必要がある場合には、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにしたうえで、当該目的の使用に同意した者のみに記載を求めるものとする。この場合、必要に応じ、あらかじめ、個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第49号)第3条の規定により、個人情報ファイル登録簿の作成及び公表を行うこと。(「一般」又は「報道」の別のみを丸囲み等の方法により記載させることは、個人情報の収集に該当しない。)(指針5(3)関係)
- (4) 公正かつ円滑な議事の運営を確保するために、傍聴に係る遵守事項を定めなければならないものであること。(指針5(3)関係)
- (5) 指針5(4)の趣旨は、報道機関に対しては、可能な限り、取材協力をしなければならないこと、及び非公開の会議であっても、公開の会議に準じた取扱いをしなければならないということであること。

6 会議開催の周知について

- (1) 審議会等は、公開する会議の開催を多くの県民が遅くとも会議開催の1週間前までに知ることができるようにするため、行政情報センター及び行政情報サブセンター(行政情報サブセンター地域窓口を除く。)(以下「行政情報センター等」という。))への掲示、インターネットの県のホームページへの掲載のほか、県政番組等の活用など、様々な媒体を活用して、効果的にその周知を図るよう努めなければならないものであること。
 - ① 審議会等の庶務を担当する室課等は、「傍聴要領」(別紙1)及び「会議開催案内(公開)」(別紙2)を作成し、ホームページに掲載した上、電子データ(PDFファイル)を総務部総務室宛て電子メール(FA0037@pref.iwate.jp)又は電子決裁・文書管理システムにより送付すること。
なお、ホームページへの掲載については、会議終了後1年間継続すること。

- ② 総務部総務室は、送付された内容を情報公開のホームページに掲載するほか、行政情報センター等において周知が図られるよう配慮すること。
- (2) 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、前項に定める周知を行う際に、当該会議の一部について非公開とする部分が存することを明らかにしなければならないものであること。
- この場合、前項に定める「会議開催案内（公開）」（別紙2）にかえて、「会議開催案内（一部非公開）」（別紙3）により周知するものとする。
- (3) 審議会等は、取材の便宜を図るため、公開の会議の開催に当たっては、事前に報道機関に対し記者発表、資料提供等の情報提供を行うとともに、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは公開の場合と同様に報道機関に情報提供を行うものであること。
- 資料提供は、「会議開催案内（公開）」（別紙4）又は「会議開催案内（一部非公開）」（別紙5）を作成の上、政策企画部広聴広報課が定める方法により行うものとする。
- なお、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは同様に「会議開催案内（非公開）」（別紙6）により、資料提供を行うものであること。この場合、公開の会議に準じ、ホームページへの掲載及び行政情報センター等への掲示を併せて行うこととしても差し支えないこと。

7 会議資料及び議事録等の公開

- (1) 指針7(1)の趣旨は、報道機関を通して、広く県民に会議の結果を公表するとともに、県民一人ひとりがそれぞれの関心に応じて直接会議資料等を閲覧できるようにして、県民の利便性の向上を図ることにあり、審議会等は、会議終了後、次のことを行わなければならないものであること。
- なお、指針7(1)「別に定める基準」とは、別添1に掲げる基準をいう。
- ① 報道機関に対する情報提供は、会議開催の周知の場合に準じて行うこと。
- この場合、提供する資料は、下記③の例により作成することとして差し支えないものであること。
- ② 別添1の基準に該当する審議会等は、会議終了後直ちに、会議内容の録音データを総務部総務室に提出し、総務部総務室は、議事録等が作成されるまでの間、当該録音データを情報公開のホームページに掲載するものとする。
- なお、録音データの提出にあたっては、提出方法、編集の必要の有無等について、必ず総務部総務室と連絡調整を行うこと。
- また、不測の事態が生じ、録音データを速やかにホームページに掲載することができない場合は、その旨をホームページ上で説明すること。
- ③ 審議会等は、会議開催日から1週間以内に「会議結果のお知らせ」（別紙7）を作成し、会議資料を添付のうえ、本庁が所管する審議会等にあつては総務部総務室に、出先機関が所管する審議会等にあつては総務部総務室及び当該審議会等の所在する区域を所管する行政情報サブセンターの運営を担当する機関に、会議終了後1週間以内に各1部送付すること。
- なお、会議資料が大部にわたる場合、当該会議の審議等の情報提供に支障のない範囲で添付を省略することができるものであること。
- ④ 審議会等は、当該会議の審議等の状況がわかる議事録等を速やかに作成し、会議開催日から1ヶ月以内に上記③の例により送付すること。ただし、反訳（テープ起こし）等を行うために、議事録等の作成に相当の時間を要する場合は、会議結果の要旨をまとめたものを作成し、会議開催日から1か月以内に送付すること。
- なお、会議結果及び会議資料並びに議事録等については、行政情報センター等における閲覧以外に、審議会等の庶務を担当する室課等のホームページ及び情報公開のホームページに掲載するなど、県民が様々な手段を利用して、当該会議の結果を知り得るよう努めること。
- また、ホームページへの掲載については、会議終了後3年間継続すること。

- (2) 指針7(2)の趣旨は、会議を非公開とした場合であっても、それをもって当然に当該会議に係る会議資料及び議事録等が非開示となるものではないことから、審議会等は、当該会議に係る事項に含まれる情報が条例第7条第1項各号に該当する情報で非開示とされるものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録の公開に努めることとしたものであること。

8 審議会等一覧の作成及び公開について

- (1) 各室課等は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の概要(名称、設置根拠、担当事務、担当室課等の名称等)を記載した「審議会等一覧」(別紙8)を作成し、総務部総務室に提出するものであること。(指針8(1)関係)
- (2) 審議会等一覧は、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、情報公開のホームページに掲載し、公開するものであること。(指針8(3)関係)
- (3) 審議会等の庶務を担当する室課等は、毎年4月1日現在における当該審議会等の状況(「審議会等一覧」の記載事項の変更点等)について、総務部総務室の通知に基づき報告するものであること。(指針8(3)関係)
- (4) 上記(3)の報告内容に基づき、上記(2)の公開の内容を更新するものであること。(指針8(4)関係)
- (5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合、上記(2)の公開内容を修正する必要があることから、上記(3)の通知において定める方法に準じて報告するものであること。(指針8(5)関係)

9 適用期日について

平成11年4月1日から施行することとしたこと。

4 岩手県私立学校審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の手段により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 岩手県私立学校認可事務取扱要領

(昭和62年8月25日総務部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県内における私立学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「学校」という。）の認可事務の取扱いの円滑な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(学校の設置)

第2条 学校を設置しようとする者（以下「設置計画者」という。）は、学校設置計画書（様式第1号）を、次に掲げる学校の種類ごとにそれぞれの期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）にあつては、開設予定日の属する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の7月末日
- (2) 幼稚園にあつては、開設年度の前々年度の1月末日
- (3) 専修学校及び各種学校にあつては、開設年度の前年度の5月末日

2 前項の学校設置計画書には、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 設置趣意書（様式第2号）
- (2) 設置計画の概要（様式第3号）
- (3) 設立代表者の履歴書（様式第4号）
- (4) 教育需要に係る資料（様式第5号）
- (5) 校舎等の位置図、配置図及び平面図
- (6) 負債償還計画書（様式第6号）
- (7) 設置後2年間の収支予算書（様式第7号）
- (8) 設置計画者が法人の場合は、理事会及び評議員会の決議録（法人の設立を伴う場合は、設立準備委員会等の決議録）

3 知事は、第1項の学校設置計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに設置計画者に通知するものとする。

4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

5 設置計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、学校の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

(収容定員変更)

第3条 小学校等及び幼稚園の収容定員の増加に係る学則の変更（以下「収容定員変更」という。）をしようとする者（以下「収容定員変更計画者」という。）は、収容定員変更計画書（様式第8号）を、変更予定日の属する年度の前々年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の収容定員変更計画書には、収容定員変更の概要（様式第9号）のほか、当該計画に係る前条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、これらの規定中「設置」とあるのは、「収容定員変更」と読み替えるものとする。

3 知事は、第1項の収容定員変更計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに収容定員変更計画者に通知するものとする。

4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

5 収容定員変更計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、収容定員変更が認可されるべきものと解釈してはならない。

(高等学校の課程又は学科の設置)

第4条 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の課程又は学科の設置をしようとする者（以下「学科等設置計画者」という。）は、学科等設置計画書（様式第10号）を、設置予定日の属する年度の前々年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、収容定員の増加

を伴わない場合にあつては、学科等設置計画書の提出を省略することができる。

- 2 前項の学科等設置計画書には、学科等設置計画の概要（様式第11号）のほか、当該計画に係る第2条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、第1項の学科等設置計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに学科等設置計画者に通知するものとする。
- 4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 学科等設置計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、課程又は学科の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

（事前相談）

第5条 前3条に規定する計画書又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項（第134条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第130条第1項に規定する認可の申請書を提出しようとする者は、あらかじめ知事に協議しなければならない。

- 2 知事は、前項の協議を受けたときは、必要に応じ、資料の提示を求め、又は関係機関等の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、前3条の規定にかかわらず、第1項の協議を受けた場合において、当該計画の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に規定する計画書の提出を免除することができる。
 - (1) 当該計画の内容が施設の新築等の工事を伴わないものであるとき。
 - (2) 知事が当該計画について、前3条に規定する計画書の審査の過程において当該計画の大幅な修正を迫られる可能性が著しく低いと認めるとき。
 - (3) その他特別な事情があると知事が認めるとき。

（実地検査）

第6条 知事は、第2条から第4条までの規定による計画又は学校教育法第4条第1項若しくは第130条に規定する認可の申請の内容が、施設の新築等の工事を伴う場合にあつては、必要に応じ、当該工事内容を実地に検査することができる。

6 学校教育法（昭和22年法律第26号）（抜粋）

（学校の設置廃止等の認可）

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても同様とする。

①～② （略）

③ 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

2～4 （略）

7 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）（抜粋）

（法第4条第1項の政令で定める事項）

第23条 法第4条第1項（法第134条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第4条の2に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

① （略）

② 高等学校等（高等学校及び中等教育学校の後期課程をいう。以下同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止

③～⑪ （略）

⑫ 私立の学校（高等学校等の広域の通信制の課程及び大学を除く。）又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

8 私立学校法（昭和24年法律第270号）（抜粋）

（私立学校審議会等への諮問）

第8条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 （略）

（議事参与の制限）

第15条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

9 幼稚園設置基準（昭和31年12月13日文部省令第32号）

第一章 総則

（趣旨）

第1条 幼稚園設置基準は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（基準の向上）

第2条 この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二章 編制

（一学級の幼児数）

第3条 一学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

（学級の編制）

第4条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

（教職員）

第5条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を1人置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

3 専任でない園長を置く幼稚園にあっては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を1人置くことを原則とする。

4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第6条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

第三章 施設及び設備

（一般的基準）

第7条 幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（園地、園舎及び運動場）

第8条 園舎は、2階建以下を原則とする。園舎を2階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を3階建以上とする場合にあつては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第1階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第2階に置くことができる。

2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

（施設及び設備等）

第9条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
- 二 保育室
- 三 遊戯室

四 保健室

五 便所

六 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備

- 2 保育室の数は、学級数を下つてはならない。
 - 3 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
 - 4 飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。
- 第10条 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第11条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。

- 一 放送聴取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場
- 四 幼児清浄用設備
- 五 給食施設
- 六 図書室
- 七 会議室

(他の施設及び設備の使用)

第12条 幼稚園は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第四章 雑則

(保育所等との合同活動等に関する特例)

第13条 幼稚園は、次に掲げる場合においては、各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。

- 一 当該幼稚園及び保育所等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第5項に規定する保育所等をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合
 - 二 前号に掲げる場合のほか、経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し、又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により、学校教育法第23条第2号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから、幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合
- 2 前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合においては、第3条中「一学級の幼児数」とあるのは「一学級の幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と、第5条第4項中「他の学校の教員等」とあるのは「他の学校の教員等又は保育所等の保育士等」と、第10条第1項中「幼児数」とあるのは「幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

10 私立各種学校の設置の認可に関する審査基準

(令和元年11月29日政策地域部長決裁)

私立各種学校（以下「各種学校」という。）の設置の認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令に定めるもののほか、この審査基準により取り扱うものとする。

- 1 目的について
各種学校は、学校教育に類する教育を行うことを目的として、広く一般に公開して教育がなされるものであること。
- 2 名称について
各種学校の名称は、各種学校として適当であるとともに、設置する分野にふさわしい名称とし、県内の既存の学校（学校教育法第1条に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。）と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。
- 3 位置及び環境について
各種学校の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。
- 4 総定員について
 - (1) 生徒の総定員は、安定した経営が維持できる規模とすること。ただし、学校法人又は準学校法人が設置する場合にあつては、80人以上とすること。
 - (2) 同時に授業を行う生徒数は、40人以下とすること。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。
- 5 施設及び設備について
各種学校には、その教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えていること。
 - (1) 施設
 - (ア) 各種学校の校舎の面積は、115.70㎡以上とし、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり2.31㎡以上とすること。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
 - (イ) 校舎には、教室、管理室、便所その他必要な施設を備えていること。
 - (ウ) 各種学校は、課程に応じ、実習場その他の必要な施設を備えていること。
 - (2) 設備
 - (ア) 各種学校は、課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の校具、教具、図書その他の設備を備えていること。
 - (イ) 前項の設備は、学習上有効適切 なものであり、かつ、常に補充し、改善されたものであること。
 - (ウ) 夜間において授業を行う各種学校は、適当な照明設備を備えていること。
- 6 他の学校等の施設及び設備の使用について
各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができること。
- 7 教職員について
 - (1) 各種学校の校長は、学校教育法第9条に定める欠格事由に該当せず、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者であること。
 - (2) 各種学校の教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者であること。
 - (3) 各種学校の教員の数は、課程及び生徒数に応じて必要な数を置くこと。ただし、3人を下ることができない。また、原則として生徒数40人を超えるごとに教員1人を増加するものとし、教員の数の半数以上は、専任の教員であるものとする。
- 8 入学資格の明示について
各種学校は、課程に応じ、一定の入学資格を定め、これを適当な方法によって明示すること。

9 修業期間について

各種学校の修業期間は、1年以上とすること。ただし、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、3月以上1年未満とすることができること。

10 授業時間数等について

授業時数は、修業期間が1年以上の場合は1年間にわたり680時間以上とし、修業期間が1年未満の場合は修業期間の1年間に対する割合に応じて680時間を減じて算出した時数以上とすること。

11 学校経営について

(1) 各種学校の維持経営に必要な財源については、生徒納付金その他確実な収入をもって充てるものとし、毎年度の収支の均衡が保たれるものであること。また、生徒納付金の総額は、年間経常経費のおおよそ1.5倍相当額の範囲内とすること。

(2) 各種学校の設置者は、学校教育以外の事業を行う場合には、経理の区分はもとより、経営の形態についても区分して行うものとする。

12 資産について

(1) 各種学校の設置者は、設置する各種学校ごとに、資産として、5に掲げる施設及び設備又はこれらに要する資金を有していること。

(2) 前項に定める資産は、原則として借用でないこと。ただし、次に掲げる場合など、特別な事情があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、借用を認めることができること。

(ア) 国又は地方公共団体（以下、「国等」という。）からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき。

(イ) 借用部分について、各種学校設置者が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められるとき。

(3) 借用である場合においては、長期（概ね20年以上）にわたり校地及び校舎を使用する権利を準学校法人が取得できるものであること。ただし、借用の部分が国等からの借用で私権の設定が不可能なときは、長期にわたり安定して使用できる旨を証する行政庁の書面をもって代えることができるものとする。

(4) 前項の規定にかかわらず、各種学校が目指す教育内容を実現するために、校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと

(5) 5の(2)に掲げる設備については、教育上支障がないと認められる電子計算機等については、借用であっても差し支えないものであること。

13 負債

各種学校の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、基本財産に対する総負債額の割合が3分の1以内において認めることができること。

附 則

この審査基準は、令和元年11月29日から施行し、同日以降の認可申請について適用する。

11 高等学校通信教育規程

(昭和37年文部省令第32号)

最終改正：令和4年12月28日 文部科学省令第40号

(趣旨)

第1条 高等学校の通信制の課程については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。

- 2 この省令で定める基準は、高等学校の通信制の課程において教育を行うために必要な最低の基準とする。
- 3 通信制の課程を置く高等学校の設置者は、通信制の課程の編制、施設、設備等がこの省令で定める基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

(通信教育の方法等)

第2条 高等学校の通信制の課程で行う教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。

- 2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行うことができる。
- 3 通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書その他の教材を使用して学習させるものとする。

(協力校)

第3条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置者は、通信教育連携協力施設（当該実施校の行う通信教育について連携協力を行う次に掲げる施設をいう。以下同じ。）を設けることができる。この場合において、当該通信教育連携協力施設が他の設置者が設置するものであるときは、実施校の設置者は、当該通信教育連携協力施設の設置者の同意を得なければならない。

- 一 面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う施設（以下「面接指導等実施施設」という。）
 - 二 生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附随する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設であつて、面接指導等実施施設以外のもの（第10条の2第2項において「学習等支援施設」という。）
- 2 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設を面接指導等実施施設とすることができる。
 - 3 前項に規定する協力校とは、実施校の行う通信教育について連携協力を行うものとしてその設置者が定めた高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
 - 4 通信教育連携協力施設は、実施校の設置者の定めるところにより実施校の行う通信教育に連携協力を行うものとする。

(通信制の課程の規模)

第4条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえ、適切に定めるものとする。

- 2 実施校の設置者は、前条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。

(面接指導を受ける生徒数)

第4条の2 同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本とし、40人を超えてはならない。

(通信教育実施計画の作成等)

第4条の3 実施校の校長は、通信教育の実施に当たっては、次に掲げる事項を記載した計画(第14条第1項第2号において「通信教育実施計画」という。)を作成し、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。

- 一 通信教育を実施する科目等(学校教育法施行規則別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の名称及び目標に関すること。
- 二 通信教育を実施する科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画に関すること。
- 三 通信教育を実施する科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たっての基準に関すること。

(教諭の数等)

第5条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数(新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数)を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

- 2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。
- 3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(事務職員の数)

第6条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

(施設及び設備の一般的基準)

第7条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第8条 通信制の課程のみを置く高等学校(以下「独立校」という。)の校舎の面積は、1,200平方メートル以上とする。ただし、次条第4項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第9条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

- 一 教室(普通教室、特別教室等とする。)
 - 二 図書室、保健室
 - 三 職員室
- 2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。
- 3 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における第1項第1号及び第2号に掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行う教育

の用に供する施設を兼用することができる。

- 4 独立校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の学校等の当該各号に掲げる施設に相当する施設を兼用することができる。

(校具及び教具)

第10条 実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備)

第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前6条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。

- 2 学習等支援施設の施設及び設備等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。
- 3 実施校の設置者は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前2項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準(当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。)を参酌して当該確認を行わなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第11条 通信教育連携協力施設の施設及び設備を使用する場合並びに第9条第4項に規定する場合のほか、実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を一時的に使用することができる。

(定時制の課程又は他の通信制の課程との併修)

第12条 実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

- 2 定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。
- 3 前2項の規定により、高等学校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒(以下この項において単に「生徒」という。)が当該高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。)の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合においては、当該生徒が一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。
- 4 第1項又は第2項の場合においては、学校教育法施行規則第97条の規定は適用しない。

(通信教育連携協力施設における連携協力の状況の評価)

第13条 実施校は、第3条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合においては、

通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 実施校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該通信教育連携協力施設において通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者（当該実施校及び当該通信教育連携協力施設の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 3 実施校は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、当該実施校の設置者に報告するとともに、これらの結果に基づき、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。

（情報の公表）

第14条 実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（第4号から第9号までに掲げる事項にあっては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。

- 一 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関する事。
 - 二 通信教育を行う区域に関する事。
 - 三 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関する事。
 - 四 教員及び職員の数その他教職員組織に関する事。
 - 五 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。
 - 六 通信教育実施計画に関する事。
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関する事。
 - 八 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事。
 - 九 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事。
- 2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

12 高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン

(平成28年9月策定)

(平成30年3月一部改訂)

(令和3年3月一部改訂)

(令和5年2月一部改訂)

本ガイドラインは、高等学校通信教育の質の確保・向上を図るため、通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）における主体的な学校運営改善のための取組や、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として策定するものである。

実施校においては、校長及び教員の資格、学校の管理運営、施設・設備、学科及び教育課程、入学・退学・転学等の事項について、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の関係法令を遵守するとともに、特に以下の点に留意して学校運営を行う必要がある。

所轄庁においては、法令や本ガイドラインの内容を踏まえて認可基準の策定・見直しを適切に行うとともに、当該基準に基づく認可や、認可後の実施校・通信教育連携協力施設の実態把握・指導監督を適切に行うことが必要である。その際、通信教育連携協力施設が他の都道府県に所在する場合は、所轄庁は、当該施設の所在都道府県との間で当該施設に関する情報共有を図るとともに、必要に応じて調査を合同又は委託により実施するなどして、連携協力体制を構築していくことが重要である。

1. 学校の管理運営に関する事項

(1) 教職員の配置等

- ① 実施校の設置者は、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「通信教育規程」という。）第2条に規定する添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及び試験について、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員により行うことができるよう、教員配置を行うとともに、多様な生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うことができるよう、教員配置の充実を図ること。

具体的には、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は通信制課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。この教諭の数等の算定に当たっては、助教諭若しくは講師を置く場合又は他の学校と兼務する教員を置く場合は、主として実施校における通信制の課程の生徒の教育に従事する者を対象とするべきであること。ただし、実施校では教諭を専任で置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られること。また、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであること。

加えて、この教諭の数等については最低基準であり、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍する実施校においては、教員配置を一層充実させるとともに、専門・支援スタッフとの連携を図りながら、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行う体制を整えるべきであること。

- ② 不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえ、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、きめ細かな支援の充実に努めること。
- ③ 特別な支援を要する生徒の実態等を踏まえ、特別支援教育に関する校内委員会の設置や実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する専門的な知識・経験を有する教員等の配置、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用、教員の専門性向上のための研修の実施等により、支援の充実に努めること。
- ④ 進学・就職支援を担当する教職員やキャリアカウンセラーを配置するなど、生徒の社会

的・職業的自立に向けた支援の充実に努めること。

⑤ 実施校の設置者は、事務職員の配置等による学校事務体制の整備に努めること。

(2) 施設及び設備の整備等

① 高等学校の教育を行う上で適切な環境に位置すること。

② 実施校の校舎面積は、原則として通信教育規程第8条に定める面積(1,200平方メートル)以上とすること。

③ 実施校の施設及び設備は、通信教育規程第9条に規定する校舎に備えるべき施設(教室(普通教室、特別教室等)、図書室、職員室、専門教育を施すための施設)のほか、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための施設及び設備を備え、保健体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。また、これらが持つ本来の機能が十分発揮されるような環境づくりに努めること。

(3) 通信教育連携協力施設の設置等

① 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設(通信教育規程第3条第1項に規定する通信教育連携協力施設をいう。以下同じ。)として、面接指導等実施施設(通信教育規程第3条第1項第1号に規定する面接指導等実施施設をいう。以下同じ。)、学習等支援施設(通信教育規程第3条第1項第2号に規定する学習等支援施設をいう。以下同じ。)を設けることができること。

② 通信教育連携協力施設を設置する場合において、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第4条第2項第2号の規定に基づき、その名称、位置及び定員を含めて通信教育連携協力施設に関する事項を学則に記載すること。また、面接指導等実施施設と学習等支援施設の性質が異なることに鑑み、面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別して記載すること。

③ 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設その他の学校又は施設とすることができること。具体的に、「特別の事情」がある場合としては、例えば、生徒の通学可能区域に本校がなく、かつ、実施校の分校又は協力校を設けることができない等の場合などが考えられること。また、面接指導等実施施設として他の学校又は施設を使用して、添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握や確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務を行う場合には、実施校の身分を有しない通信教育連携協力施設の職員に実施させることなく、実施校の身分を有する教職員が責任を持って行うこと。

④ 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の実情を勘案し、通信教育規程第5条から第10条までに定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならないこと。

⑤ 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものでなければならないこと。

⑥ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が上記④及び⑤の基準に適合することについて、確認を行うこと。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準(当該基準が定められていないとき又は公表されていないときは除く。)は、当該基準を参酌して当該確認を行わなければならないこと。

⑦ 通信教育規程第10条の2第3項に定める「通信教育連携協力施設を設ける場合」とは、新たな通信教育連携協力施設の設置と設置後の維持運営を併せ持つ意味であることから、通信教育連携協力施設が上記④及び⑤の基準に適合することについて、通信教育連携協力施設を新たに設ける場合に確認を行うとともに、設けた後も当該基準に従って適切に維持管理されていることの確認を行うべきであること。また、通信教育連携協力施設を設けた後に、通信教育規程第4条第2項に規定する通信教育連携協力施設ごとの定員を変更しよ

うとする場合においても、同様に確認を行うこと。

- ⑧ 私立の実施校の設置者にあつては、上記⑥の確認を行うに当たって、上記④及び⑤を踏まえて所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体をいう。以下同じ。）が具体的に定める認可基準を順守して、適切な教育環境が備わっていることを確認すること。また、その具体的な確認内容及び確認結果については、所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体からの求めに応じてすみやかに提出することができるよう、適切に保存及び管理すること。
 - ⑨ 面接指導等実施施設における教育課程の適切な編成・実施が可能となるよう、その教育環境の確保に当たっては、当該面接指導等実施施設において面接指導等の実施に連携協力を行う各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）に応じて、例えば、保健体育等での実技、理科や家庭等での観察・実験や実習等が十分に実施することができるよう、実施校と同様に、面接指導等の実施に必要な実験・実習等のための施設及び設備や、保健体育の面接指導等の実施に必要な運動場等を確保すること。
 - ⑩ 通信教育連携協力施設の教育環境の確保に当たっては、多様な生徒の実態を踏まえ、例えば保健室の整備や養護教諭等の配置を行うなど、生徒にとって安心・安全な居場所を提供することができるものとする。
- (4) 通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等
- ① 通信教育連携協力施設を設ける実施校の設置者は、当該施設との連携協力について担当する教職員を配置し、定期的に訪問するなど、適切な連携協力関係の確保に努めること。
 - ② 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合において、実施校の設置者と通信教育連携協力施設の設置者が異なる場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行うこと。
 - ③ 添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握・確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務（以下「添削指導等」という。）は、実施校の身分を有しない通信教育連携協力施設の職員など実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させることなく、実施校の教職員が行うこと。
 - ④ 通信教育連携協力施設に実施校の教員を派遣・配置したり、通信教育連携協力施設に勤務する各教科の教員免許状を有する職員に対して、兼務発令等により実施校の教員としての身分を付与し、実施校の添削指導等を行わせたりする場合、添削指導等が実施校の校長の監督下、実施校の設置者の管理責任の下で行われること、及び実施校と通信教育連携協力施設の業務が渾然一体とならないことを担保するための適切な措置を講じること。
具体的には、例えば、契約書や委嘱状その他の書面により、通信教育連携協力施設の職員が行うべき業務内容を明確に定めること、実施校の方針に従い教育活動を行うことができるようマニュアルを整備することや、通信教育連携協力施設における実施校の業務の管理を行うための専任の担当教職員を置くことなど、管理運営上、一層の工夫を行うよう留意すること。
 - ⑤ 生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明するなど、実施校と通信教育連携協力施設の関係について、実施校としてあらかじめ生徒・保護者に十分な説明を行うこと。また、通信教育連携協力施設において、通信教育連携協力施設が高等学校であると誤解させたり、通信教育連携協力施設の独自の活動等を受講することが高等学校を卒業するために必ず必要となるかのよう説明したりするなど、不適切な勧誘等が行われないようにすること。授業料等についても、実施校が行う高等学校通信教育に係る授業料と通信教育連携協力施設が独自に行う活動等に係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるようにすること。
 - ⑥ 通信教育連携協力施設において、実施校の名称のみを掲げた看板を設置するなど、通信教育連携協力施設が実施校であるかのような誤解を招くことのないように留意すること。上記④の方法による場合においても、当該施設は、実施校とは連携等の関係にある施設であつて、実施校ではないことが明確になるようにすること。

(5) 学校評価

- ① 教育活動その他の学校運営の状況について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること。
- ② 通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、教育活動その他の当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る状況について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること。
- ③ 上記①及び②の評価を行うに当たっては、「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（平成28年3月22日、文部科学省作成）等を踏まえるとともに、実施校による各通信教育連携協力施設への実地調査の実施や連絡会議の開催等を通じて、少なくとも1年度間に1回は行うことを基本とすること。
- ④ 上記①及び②の評価を行った場合には、その結果を実施校の設置者に報告すること。また、これらの評価結果に基づき、学校運営や教育活動等の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めること。
- ⑤ 外部の専門家を中心とした評価者による第三者評価の実施により、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって、学校運営や教育活動等の適正化に資するものとなることに加え、学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策等が明確となり、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待されるものであることから、主体的な学校運営改善の実現に向けた有効な手段として、学校の実情に応じ、第三者評価の積極的な活用を検討すること。

(6) 情報公開

- ① 実施校は、通信教育規程第14条第1項に掲げる教育活動等の状況として、以下に掲げる事項に関する情報（以下(d)から(i)までに掲げる事項にあっては、通信教育連携協力施設ごとの状況に関する情報を含む。）を公表すること。
 - (a) 学科の組織及び収容定員、並びに通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。
 - (b) 通信教育を行う区域に関すること。
 - (c) 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。
 - (d) 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。
 - (e) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。
 - (f) 通信教育実施計画（通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画をいう。以下同じ。）に関すること。
 - (g) 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。
 - (h) 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。
 - (i) 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- ② 上記①の情報の公表に当たっては、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、例えば、学校ホームページにおいて情報の公表を目的とするウェブページを設けて、同条第1項各号に掲げる事項等を体系的に整理して発信するなど、分かりやすく周知することができるよう工夫して公表すること。

(7) その他

- ① 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行うための指導体制・良好な教育環境を確保する観点から、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえて適切に定めるべきであり、これらに見合わない過大な収容定員を設定するべきではないこと。
- ② 編入学による生徒の受入れに当たっては、編入学を希望する生徒が在籍し、又はしていた教育機関について、法令上、編入学が認められるかどうかを確認するなど、適切に処理すること。また、学期の途中で転入学・編入学を受け入れる際には、前籍校における学習状況等を十分に確認した上で、下記2の教育課程等に関する事項を踏まえ適切な教育を行

うこと。

- ③ 高等学校入学者選抜の日程については、各都道府県において公・私立の高等学校及び中学校の関係者による協議等を経て定められていること、高等学校入学者選抜は、中学校の教育活動の成果を十分評価することができる資料及び時期により行われるよう特に配慮することが必要であることを踏まえ、入学者選抜及びその結果の公表は適切な時期に行うこと。また、通信教育連携協力施設において、不適切な時期に生徒・保護者に対して実施校への入学が決定したかのような説明がなされないようにすること。
- ④ 実施校において、学校教育法施行規則第28条第1項各号に定める表簿等を備えているとともに、同条第2項に定める期間、適切に保存すること。また、生徒情報の適切な管理等に努めること。
- ⑤ 実施校において、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危機等発生時対処要領、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針などの法令で作成することが義務付けられている計画を作成すること。
- ⑥ 高等学校等就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行するとともに、生徒募集等に当たって、高等学校等就学支援金が、例えば、学校独自の特典や授業料軽減策であるかのような不適切な表示を行わないことはもとより、授業料や高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、その他の奨学金等の申請方法を含めた取扱いについて適切に説明した上で表示すること。

2. 教育課程等に関する事項

(1) 教育課程及びそれに基づく指導と評価

- ① 通信制の課程においても、高等学校教育として、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「指導要領」という。）等の教育課程に関する法令等に従い、適切な教育課程を編成すること。
- ② 教育課程の実施に当たっては、指導要領及びその解説を踏まえ、各教科・科目等のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材（教科用図書等）、指導の時間配当等を具体的に定めた指導計画を作成すること。
- ③ 全日制課程及び定時制課程においては1単位当たり35単位時間の授業が標準とされており、通信制課程においても全日制・定時制課程と同等の学習が求められていることを踏まえ、面接指導・添削課題等（多様なメディアを利用した学習を含め、これらに類するものを含む。）の学習時間や学習内容について、指導要領に定める各教科・科目等の目標を達成するものとなるよう、適切に設計の上、指導を行うこと。
- ④ 通信教育の実施に当たっては、指導要領及びその解説並びに本ガイドラインを踏まえ、次に掲げる事項を記載した計画として、通信教育実施計画を作成すること。
 - (a) 通信教育を実施する各教科・科目等の名称及び目標に関すること。
 - (b) 通信教育を実施する各教科・科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画に関すること。
 - (c) 通信教育を実施する各教科・科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たっての基準に関すること。
- ⑤ 通信教育実施計画の作成に当たっては、通信教育規程第4条の3各号に掲げる事項がそれぞれ容易に理解できるよう記載されている必要があること。例えば、通信教育規程第4条の3第2号に掲げる「通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画」としては、通信教育規程第2条第1項及び第2項の規定に基づき、添削指導、面接指導及び試験並びに多様なメディアを利用した指導等の方法で区分した上で、その実施回数等に応じながら、取り扱う單元などの具体的な実施内容を記載するとともに、添削課題の提出日、面接指導の実施日及び試験の実施日並びに報告課題の提出日などの具体的な年間計画を記載するなど、容易に理解できるよう工夫して記載すること。
- ⑥ 通信教育実施計画の作成に当たっては、通信教育規程第3条の規定により通信教育連携

協力施設を設ける場合には、通信教育規程第4条の3各号に掲げる事項に関する当該通信教育連携協力施設ごとの連携協力に係る活動の状況について、容易に理解できるよう記載されている必要があること。例えば、実施校と通信教育連携協力施設とで面接指導等の実施日が異なる場合には、当該通信教育連携協力施設で面接指導等を受けることを予定する生徒に対して、当該通信教育連携協力施設において実施される面接指導等の一年間の計画等が容易に理解できるよう記載し、明示すること。

- ⑦ 通信教育実施計画の作成に当たっては、学校教育法等の関係法令に則って、高等学校として実施する高等学校通信教育と、正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）とは明確に区別されるものであり、渾然一体となって記載されることがないようにすること。
 - ⑧ 通信教育実施計画については、通信教育規程第4条の3の規定に基づき、生徒に対して、あらかじめ明示するとともに、通信教育規程第14条第1項第6号及び同条第2項の規定に基づき、広く一般に公開すること。例えば、刊行物の掲載、学校ホームページを活用したインターネットの利用等の方法が考えられること。
 - ⑨ 学習評価に当たっては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日文部科学省初等中等教育局長通知）に示す評価の観点及び趣旨を十分踏まえながら、それぞれの教科・科目等のねらいや特性を勘案して、具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫すること。
 - ⑩ 単位修得の認定は、教員が行う平素の学習評価に基づいて、最終的に校長が行うこと。校長は、学校があらかじめ定めた卒業までの修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果が目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定すること。
 - ⑪ 指導と評価に当たっては、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに特に意を用いることとされている（学校教育法第30条第2項等）ことを踏まえ、通信制の課程においても、これに基づき適切な教育が実施されるよう教育活動の工夫を図ること。
 - ⑫ 集団活動の場として欠かすことのできないホームルーム活動をはじめとした特別活動の重要性に鑑み、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、特別活動について卒業までに30単位時間以上指導すること。
- (2) 添削指導及びその評価
- ① 添削指導は高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であり、実施校は添削指導を通じて生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考の方向性をつまづきを的確に捉えて指導すること。
 - ② 添削指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
 - ③ 指導要領において定める添削指導の回数の標準を踏まえて、各教科・科目及び総合的な探究の時間における添削指導の回数を十分確保すること。
 - ④ マークシート形式のように機械的に採点ができるような添削課題や、択一式や短答式の問題が大勢を占めるような構成の添削課題は不適切であること。添削課題には、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
 - ⑤ 添削指導の実施に当たっては、年度末や試験前にまとめて添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたりするような運用は行わないこと。また、添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施したりするようなことがないように、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、計画的に実施すること。
 - ⑥ 添削指導の実施に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切であり、各生徒の誤答の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上

でのアドバイス等を記載すること。

- ⑦ 生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整えること。

(3) 面接指導及びその評価

- ① 面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育における基幹的な部分であり、各学校はその重要性に鑑み、絶えず改善に努めること。

② 面接指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。

- ③ 指導要領において定める面接指導の単位時間数の標準を踏まえて、各教科・科目における面接指導の単位時間数を十分確保すること。面接指導の授業の1単位時間を弾力的に運用する場合でも、1単位時間を50分として計算された単位数に見合う面接指導の単位時間数を十分確保すること。

- ④ 面接指導においては、全日制・定時制課程の「授業」とは異なり、それまでの添削指導等を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながら、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、自宅学習を行う上で必要な基礎的・基本的な知識について指導したり、個々の生徒のもつ学習上の課題について十分考慮しその後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的、体系的に指導するものであって、個に応じた指導の徹底を図ること。

- ⑤ 面接指導は、通信教育規程第4条の2の規定により、個々の生徒に応じたきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基本とすること。具体的には、各学校や生徒の実態等を踏まえ、面接指導の意義及び役割を十分に発揮できるよう、各教科・科目及び総合的な探究の時間の特質に応じて適切に設定するべきものであり、同時に面接指導を受ける生徒数は、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。

- ⑥ 面接指導において、複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導することは、生徒一人一人が1単位時間の面接指導を十分に受けたとは言い難いため、当該指導を1単位時間の面接指導とする運用は不適切であること。

- ⑦ 各教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導並びに特別活動は、指導要領に規定される各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的かつ体系的に指導することが必要であること。とりわけ総合的な探究の時間や特別活動は、不適切な運用も多く見受けられることから、指導要領に規定される目標及び内容に改めて留意した上で、適切に実施すること。

- ⑧ 正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）と、指導要領等に基づき高等学校通信教育として実施される面接指導とは明確に区別されるものであり、面接指導は上記の事項も踏まえ、指導要領等の法令等に基づき実施すること。

- ⑨ 合宿等を伴って特定時期に集中的に行う面接指導（いわゆる集中スクーリング）の実施を計画する場合には、集中スクーリング後の生徒の添削課題等を通じた学習上の課題を踏まえて適切に指導を行うことが可能な環境・体制を整えること。また、集中スクーリングを実施する際には、生徒及び教職員の健康面や指導面の効果を考慮して、例えば8時30分から17時15分までとしたり、多くとも1日当たり8単位時間までを目安に設置したりするなど、1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること。なお、オリエンテーションなどの面接指導以外の活動をその時間の前後に位置付けることを妨げるものではないが、生徒及び教職員の健康面には十分に配慮すること。

(4) 多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免

- ① ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。

- ② 多様なメディアを利用して行う学習は、計画的、継続的に取り入れるべきものであり、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮すること。なお、多様なメディアの利用形態は、オンデマンド型のみならず、例えば少人数かつ同時双方向型で行うなど、個別最適で協働的な学びを実現する形での利用も考えられること。

- ③ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数（以下「面接指導等時間数という。」）の一部免除を行

うことができるのは、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合であること。

- ④ ①から③までの場合において、面接指導等時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができること。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができること。ただし、免除する時間数は合わせて10分の8を超えることができないこと。生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合とは、例えば、「病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする場合」、「いじめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である場合」、「仕事に従事していたり、海外での生活時間が長かったりして、時間の調整がつかない場合」や、「実施校自らが生徒の実態等を踏まえ、複数のメディア教材を作成する等により教育効果が確保される場合」等が想定され、10分の6を超えて10分の8まで減免することは極めて例外的な取扱いであること。
- ⑤ 生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないように、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保すること。その際には、生徒の多様な状況に留意しつつ、観点別学習状況の評価が可能となるようその報告課題等の作成を求めるなどすること。
- ⑥ 生徒の面接指導等時間数を免除する場合、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するという運用は不適切であること。

(5) 試験及びその評価

- ① 試験は、添削指導及び面接指導等における学習成果の評価とあいまって、単位の認定のほか、その後の指導や生徒自身の学習の改善などに生かすために個々の生徒の学習状況等を把握する上で重要な役割を担うものであり、各教科・科目の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、添削指導及び面接指導等の内容と十分関連付けて、その内容及び時期を適切に定めること。例えば、1科目20分で実施することや、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施することなどは適切ではないこと。
- ② 試験の実施に当たっては、各教科・科目の特質を踏まえることなく全て自由な成果物の提出により試験の替わりとしたり、試験問題が毎年同じもの又は添削課題と全く同じものとしてするなどの不適切な試験が実施されることがないように留意し、試験問題には、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。なお、コンピュータやタブレット端末等を用いてオンラインでの試験等を実施する場合であっても、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みを構築するなど、実施校の適切な監督下で実施すること。
- ③ 試験の採点及び評価に当たっては、その採点基準及び評価基準を踏まえ、各教科の教員免許状を有する実施校の教員が行うこと。

(6) 学校設定教科・科目、総合的な探究の時間の実施

- ① 学校設定教科・科目の開設、実施に当たっては、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、資格のある教員が指導要領等に則り適切に実施すること。特に、単なる体験活動の実施を単位認定するような運用や、生徒の学習状況の把握及び評価が十分に行われぬまま実施されるような運用は不適切であり、高等学校教育の目標及びその教育水準の確保等に十分配慮すること。また、学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において適切に定めること。
- ② 総合的な探究の時間の添削指導の回数については、指導要領の規定を踏まえ、1単位につき1回以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること。
- ③ 総合的な探究の時間における面接指導の単位時間数については、指導要領の規定を踏まえ、観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、1単位につき1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること。

(7) その他

- ① 添削指導等の質の確保、向上のため、校内外における教員研修の機会の充実に努めること。
- ② 学校に在籍しながら履修登録を行わない生徒や、履修登録しているにも関わらず、添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対しては、例えば生徒や保護者等への面談や電話かけ等を行うなど、個々の実情に応じ、適切な指導又は支援を行うよう努めること。
- ③ 教育支援や生徒指導、進路指導等は、正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）の受講の有無にかかわらず、学校として在籍する全ての生徒に対して、当然に行うべきものであること。